

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 公益法人へ寄付した財産の事業供用要件

Q : 公益法人へ贈与した株式が、公益法人側で売却された場合のみなし譲渡所得の非課税措置の適用を巡って争われていた事案があるようですが、内容を教えてください。

A : 贈与した株式が公益法人側で売却された場合には、非課税承認のための事業供用要件を満たさないことが確認されています。

【解説】

個人が法人に対して資産を贈与した場合には、時価で譲渡されたものとみなして譲渡所得課税の対象となりますが、贈与を受けた法人が公益法人等でその資産を直接公益事業の用に供している等所定の要件を満たしていることにつき国税庁長官の承認を受けた場合には、その贈与はなかつたものとみなされます。

この事案は、公益法人が個人から贈与された株式を売却し、その売却収入を定期預金として利息を公益事業の用に充てている場合には、これをもって公益事業の用に供しているとはいえないとされ、みなし譲渡所得の非課税の承認申請が認められなかったことを不服として争われていたものです。

一審・二審ともに納税者の主張を退ける判断を示し、最高裁判所も上告審として受理しないとの決定を行い、上告は棄却されました。

みなし譲渡所得の非課税措置は、寄付財産が直接に公益事業の用に供されることを目的としているため、贈与した株式が公益法人側で売却された場合には、非課税承認のための事業供用要件を満たさないことになることが確認されたわけです。

